

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者名	ヒロエの杜 居宅介護支援事業所
所在地	広島県安芸郡熊野町新宮四丁目4番5号
電話番号	082-516-8008
代表者	時村 豊子
管理者	古土井 麻美
事業者指定番号	3473100968
サービス提供地域	安芸郡熊野町 広島市安芸区阿戸町 広島市安芸区矢野町 呉市焼山町 東広島市黒瀬町

2 サービス提供日および時間

営業日	月曜日～土曜日 (12月30日～1月3日、 8月13日から8月15日、祝祭日は除く)
営業時間	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00

3 事業所の職員体制等

管理者	従業者・業務の管理	1名
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供	2名(常勤1名、非常勤1名)

4 事業の目的及び運営方針

事業の目的	当事業所は、要介護状態にある利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切なケアマネジメントを提供します。
-------	---

5 サービス利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合、事業所は利用料をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書をお住まいの市町村窓口へ提出すれば全額払い戻しを受ける事が出来ます。

利用料及び居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～39件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が40～59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算 （Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算 （Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ）退院・退所加算 （Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ）退院・退所加算 （Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ）退院・退所加算 （Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ）退院・退所加算 （Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750単位
ホ）退院・退所加算 （Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	900単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画書に位置づけたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス 加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスなどの利用調整を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者一人につき、1月に1回の算定を限度 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	50単位

令和6年4月1日 改正

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。ただし、当事業所の自動車を使用した場合、通常のサービスの実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり20円を実費としてお支払いいただきます。

6 サービスの方針等

(1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

(3) 「居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。」また、熊野町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号	082-516-8008	※時間外	090-7997-8502
	FAX番号	082-516-8007		
	担当者	管理者 古土井 麻美 又は 介護支援専門員 1名		
	対応時間	月～金曜日	9時～17時	
		土曜日	9時～12時	

* 苦情があった場合の対応の手順

苦情があった場合は、担当者がご利用者及びサービス事業者等の関係機関と調整し、速やかに対応します。

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

熊野町高齢者支援課	所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号		
	電話番号	082-820-5605		
	FAX番号	082-855-0155		
	対応時間	8時30分～17時15分（土日祝を除く）		
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館		
	電話番号	082-554-0783		
	FAX番号	082-511-9126		
	対応時間	8時30分～17時15分（土日祝を除く）		

※その他、各区役所の介護保険担当部署でも受け付けております。

8 緊急時及び事故発生時の対応

万一、事故が発生した場合は、家族、主治医、利用者にかかる居宅サービス事業所、市町等に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、速やかに損害賠償を行います。

又、事故の状況を記録します。

9 秘密保持

業務上知り得た利用者及び家族の秘密は厳密に保持します。

10 サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等については適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

* 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

* 居宅介護支援費について

- (1) 要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料滞納などにより、介護保険給付が行われない場合があります。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

* キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：082-516-8008
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

* 第三者評価の実施状況

実施の有無 : 無

*入院の際は、担当する介護支援専門員の氏名、連絡先等を入院先に伝えて頂くようお願いいたします